

下野市人権教育・啓発推進行動計画(案)

2018～2022

平成 30 年 3 月

下野市

白紙

はじめに

市長挨拶

(注1)

「障がい」の表記については、法に規定のある用語等は、そのまま「害」を用いています。このため文中で、「障がい者」や「身体障害者手帳」など、「がい」が漢字表記とひらがな表記のものが混在しています。

(注2)

本文中の※印については、用語解説に用語の意味を 50 音順に掲載しています。

(目 次)

第1章 計画策定の背景と基本的な考え方

1 計画策定の背景	1
(1)国の動向	1
(2)県の動向	1
(3)下野市の取組	2
2 基本的な考え方	3
(1)基本理念	3
(2)基本目標	3
(3)基本姿勢	3
3 行動計画の推進期間	4

第2章 人権問題の現状と重要課題への対応

○ 本市の人権推進についての重要課題と施策に対する対応策	5
1 同和問題	6
2 女性	8
3 子ども	10
4 高齢者	12
5 障がい者	14
6 外国人	16
7 HIV感染者等	18
8 インターネットによる人権侵害	19
9 その他の人権問題	20

第3章 計画の推進	21
1 生涯学習のあらゆる場を通じて	21
(1)就学前・学校教育	21
(2)社会教育	21
(3)家庭・地域	21
(4)企業	22
2 人権推進をささえる人材の育成	22
(1)市職員	22
(2)学校教育・社会教育等関係者	22
(3)医療・福祉関係者	22
(4)マスメディア関係者	23
2 効果的な推進	23
(1)学習機会の拡大・充実	23
(2)情報の提供と啓発	23
(3)連携の促進	23
(4)相談・支援・救済体制の充実	23
第4章 推進体制等	24
1 推進体制	24
2 行動計画の進行管理及び見直し	24
参考資料	
世界人権宣言	25
日本国憲法(抄)	29
下野市人権推進審議会条例	32
下野市人権推進審議会委員名簿	34
用語解説(50 音順)	35

第1章 計画策定の背景と基本的考え方

1 計画策定の背景

[国の動向]

国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもとで、人権に関する法律の制定や諸制度の整備、諸条約の批准など、これまで様々な施策を講じてきました。

平成6(1994)年、国連において、平成7(1995)年から平成16(2004)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議の採択を受けて、我が国においても平成9(1997)年7月に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定しました。

この国内行動計画は、憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び昭和23(1948)年の国連総会において採択された「世界人権宣言」などの趣旨に基づき、「人権という普遍的文化」を構築することを目的に、人権教育の推進にあたっては、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV感染者等に関する人権問題を設定して、様々な施策に取り組むこととしました。

平成12(2000)年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」が施行され、人権教育及び人権啓発の理念や国、地方公共団体、国民それぞれの責務を明らかにしました。さらに、平成14(2002)年には、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。なお、この基本計画は平成23(2011)年の閣議決定を受け、北朝鮮当局による拉致問題等についての取組が加えられました。

さらには、平成15(2003)年の「性同一障害の性別の取扱いの特例に関する法律」、平成25(2013)年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、平成28(2016)年の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」や「部落差別の解消の推進に関する法律」の制定など、人権に関する多くの取組が進められています。

[県の動向]

県では、県民一人ひとりの基本的人権を尊重し、明るく幸せな社会づくりを目指して、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画の趣旨を踏まえ、人権教育・啓発推進法の規定に基づく県計画及び「栃木県総合計画(とちぎ21世紀プラン)」と併せ、平成13(2001)年3月に「栃木県人権教育・啓発推進行動計画」を策定しました。

さらに、栃木県同和対策審議会から平成13(2001)年に出された意見具申におい

て、「人権をめぐる世界的な動き、さらには、人権教育・啓発推進法の設立等を考慮すれば、人権条例等の制定については是認できる」との提言がなされたことから、すべての県民の人権が尊重される社会づくりに努めることとして、平成15(2003)年に「栃木県人権尊重の社会づくり条例」を制定しました。

この条例では、人権尊重の社会づくりに関する基本理念や県及び県民の責務を明らかにするとともに、人権施策の推進にあたっては、県としての基本方針を定めることとされており、平成17(2005)年3月に「栃木県人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」を策定しました。また、平成18(2006)年には、この基本方針に基づき、「人権教育及び人権啓発」並びに「相談・支援」に関する基本的な取組方向を明らかにした「栃木県人権施策推進基本計画」を策定(平成23(2011)年に改訂)しました。平成28(2016)年には、複雑・多様化する人権問題に対応し、不当な差別や虐待などの人権侵害が行われることなく、一人ひとりの人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するため、「栃木県人権施策推進基本計画(改訂版)」を引き継ぎ、その成果と課題を踏まえた「栃木県人権施策推進基本計画(2016～2025)」を策定しました。

[下野市の取組]

市では、平成19(2007)年に策定した「下野市人権教育・啓発行動計画」に基づき、生涯学習の中で「人権問題は市民一人ひとりの課題」として、人権教育・啓発に取り組むとともに、法務大臣より委嘱を受けた人権擁護委員の活動により、地域に密着した啓発活動を展開しています。また、学校においても、すべての教育活動を通じ、人権尊重の教育を積極的に推進しています。

しかし、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障がい者等の人権問題が依然として存在しています。少子高齢化、情報化、国際化等の社会情勢の変化に伴い、新たな人権に関する課題も生じており、「人権意識の高揚」は市政の重要な課題となっています。

このため、市における人権尊重の総合的かつ計画的な施策の推進を図るため設置した「下野市人権推進審議会」において、本市が取り組むべき施策の基本方向を検討し、様々な人権問題について議論しました。

市民一人ひとりの人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するため、平成29(2017)年度をもって推進期間が終了した「下野市人権教育・啓発推進行動計画(改訂版)」を引き継ぎ、その成果と課題を踏まえた「下野市人権教育・啓発推進行動計画(第二次改訂版)」を策定しました。

また、本計画は、日本国憲法に定める基本的人権の考え方、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」栃木県の「栃木県人権施策推進基本計画」を踏まえるとともに、「下野市自治基本条例」、「下野市第二次総合計画」との整合性を図り策定したものです。

2 基本的な考え方

(1) 基本理念

人権とは、人間の尊厳に基づいてすべての人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

本市では、市民と行政が一体となって、家庭、地域社会、学校、企業などあらゆる場を通じて人権尊重の理念に対する理解を深められるよう、人権教育・啓発を推進するとともに、個別の重要課題の解決に向け積極的に取り組みます。

(2) 基本目標

誰もが人権が尊重される社会の一員として、自身の人権だけでなく、周囲の人々の人権についても身近で大切であることを認識し、豊かな人権感覚を養うことが必要です。お互いに人権を尊重し合う地域のあたたかみや幸せを感じることができる社会の実現を目指します。

このような視点に立って、人権教育・啓発活動を推進するとともに、「互いの人権を尊重し合い、共に生きる幸せを実感できる社会の実現」を基本目標とします。

(3) 基本姿勢

①生涯学習の視点に立った人権の推進

市民一人ひとりが、人権に関する様々な問題に気づき、あらゆる場を学習の機会ととらえ、自発的に参加し、常に他者を思いやる習慣を身に付けることが大切です。

そのために、学校教育においては、人権教育を積極的に推進し、生活の中で実践できる子どもの育成を目指します。

社会教育においては、社会教育施設などの市民の学習の場を通じて自発的に人権問題について考え、解決に向けて取り組み、実践力ある市民の育成に努めます。

②共生の心を育む

高齢者や障がい者、外国人等に対する偏見や先入観、固定観念を払拭するなど、多様性や互いの価値観を容認し、人権を尊重する「共生の心」を育てていくことが大切です。

また、共生社会を構築するためには、すべての人々が、差別することなく互いの人権尊重意識の高揚を図り、やさしさと人を思いやる心、違いを認め合う寛容な心などを醸成することが重要です。すべての人々が、互いに共生できる社会の実現に向けた一層の取り組みを進めます。

③連携の促進

家庭、学校、地域、企業、行政などが相互に連携しながら、効果的で実践的な人権教育・啓発を推進します。

家庭や地域においては、日常生活の中で偏見や差別の不当性を見極め、自らの姿勢や行動をもって、子どもに示していくことが重要であることから、様々な地域活動を通して人権尊重に対する意識を育むことが大切です。

学校においては、社会奉仕活動等の参加型学習や高齢者等との交流を推進するとともに、人権教育に関する教材等の調査研究を進め学習内容や指導等を充実します。

企業においては、公正な採用と、職場における人間関係形成の学習が必要です。

行政においては、すべての行政職員が人権尊重を基盤として業務を遂行するよう研修の充実に努めます。

3 行動計画の推進期間

行動計画の推進期間は、平成30(2018)年度から平成34(2022)年度までの5年間とし、計画期間内において国連や国の動向等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

第2章 人権問題の現状と重要課題への対応

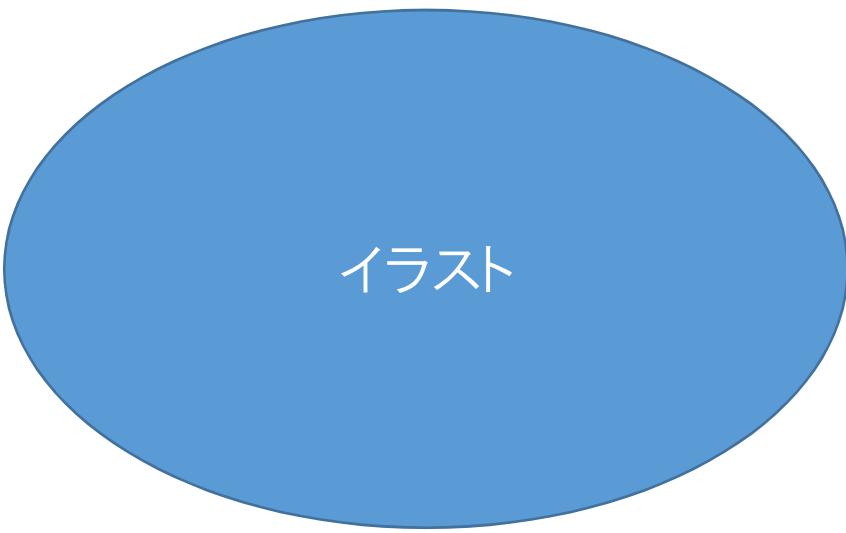
人権教育・啓発の推進にあたっては、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV感染者*やインターネットによる人権侵害等を重要課題として位置づけて、それぞれ固有の問題点について取り組むとともに、個人の尊重と法の下の平等という普遍的な視点からも取り組みます。

また、このほかにも刑を終えて社会復帰した人や、震災被害者等の人権をめぐる様々な問題が存在しています。これらの人権問題についても、偏見や差別等が解消され、明るく平和な生活ができるよう、積極的かつ効果的な施策の推進を図ります。

～本市の人権推進についての重要課題と施策に対する対応策～

様々な人権に関する施策を調査検討し、総合的かつ効果的に推進するために、次の重要課題に対する施策の基本方針や具体的な施策を掲げました。本市においては関係団体と連携し、人権問題の重要性を認識し取り組んでいきます。

なお、以下に記載する重要課題に対する施策については、市民の人権の擁護に深く関連する施策に限定し、その他の関連施策については、庁内各課で対応する個別計画にて実施することとします。



イラスト

1 同和問題

＜現状と課題＞

同和問題は、歴史的発展の過程で形作られた身分階層構造に基づく差別であり、特定の地域出身であることや居住していることを理由に、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で差別を受ける等、我が国固有の重大な人権問題です。

この問題を解決するため、国は特別措置法に基づき、地域改善対策事業を行い同和地区の劣悪な環境は改善されました。しかしながら、依然として心理的差別が残るほか、インターネットを利用した差別情報の掲載や「えせ同和行為*」等の問題も発生しています。

本市においては、引き続き同和問題に関する正しい理解を深めるための教育及び啓発を推進し、差別のない社会の実現に取り組んでいきます。

＜方針＞

同和問題は日本国憲法によって保障されている基本的人権を侵害する問題です。

差別意識の解消に向け、すべての人の基本的人権を尊重していくために、発達段階に即した人権教育・啓発に取り組みます。

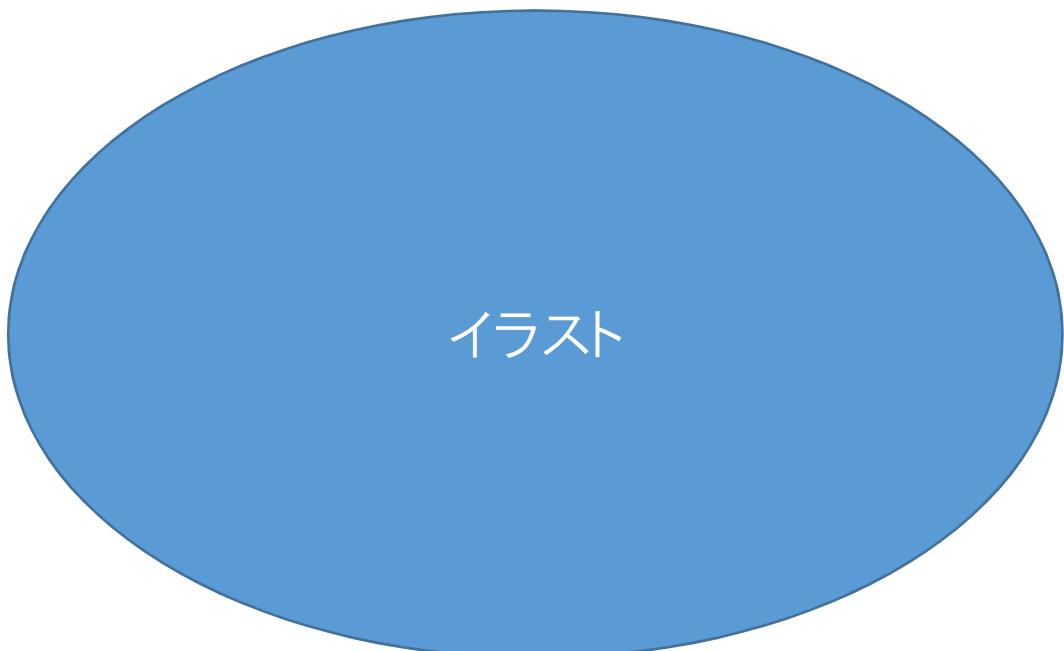
また、同和問題の解決を阻害する「えせ同和行為」を排除するため、積極的な情報提供に取り組むとともに、法務局や警察等の関係機関との連携を通じて、被害の予防に努めます。

＜具体的施策＞

施策	内容
1 人権一般的な視点からの人権教育・啓発の推進。	<ul style="list-style-type: none">学校や企業における生涯学習等のあらゆる機会を通して教育・啓発活動の推進を図り、人権尊重の精神を醸成する。市民、市職員に対し、人権に関する研修会や講演会、講座等の学習機会の提供に努める。
2 人権の擁護のための相談事業の実施。	<ul style="list-style-type: none">人権擁護委員及び関係機関と連携した相談業務を実施する。
3 えせ同和行為対応についての啓発推進。	<ul style="list-style-type: none">事業所、企業への啓発に努める。関係機関との連携を図る。

【主な関係法令等】

- ・同和対策審議会答申(S40.8)
- ・同和対策事業特別措置法(S44.7 施行)
- ・地域改善対策特別措置法(S57.4 施行)
- ・地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(S62.4 施行)
- ・地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律期限後の栃木県同和行政の在り方について(意見具申)(H13.10)
- ・部落差別の解消の推進に関する法律(H28.12 施行)



イラスト

2 女性

＜現状と課題＞

近年、国では、「男女雇用機会均等法」や「男女共同参画社会基本法」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」等法制面における整備が行われ、女性の人権保障が大きく進展しました。しかし、未だ職場や地域等では、性別による固定的役割分担意識が根強く残っているほか、育児・介護負担、ドメスティック・バイオレンス(DV)*、職場におけるセクシュアル・ハラスメント*等、人権に関する様々な問題が存在しています。

本市においては、男女共同参画社会の実現を目指して「第二次下野市男女共同参画プラン」に基づき、様々な施策の推進に取り組んでいます。

男女が共に暮らしやすい社会となるためにも、誰もが自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、男女が平等でお互いを尊重する心豊かな男女共同参画社会の実現に取り組んでいきます。

＜方針＞

「第二次下野市男女共同参画プラン」に基づいて、関係機関等と連携を図りながら、性別による人権侵害の防止や固定的役割分担意識の解消に向けた啓発活動を行うとともに、女性の参画や男女が共に働きやすい環境づくりを促進します。

また、DVやセクハラ等に関する人権侵害を防止するために関係機関と連携して、市民からの相談に応じるとともに、下野市配偶者等からの暴力対策基本計画(DV 対策基本計画)に基づき、被害防止や被害者の保護に取り組んでいます。

<具体的施策>

施策	内容
1 男女共同参画社会実現の為の啓発活動の推進。	・市内イベント、講演会等において、男女共同参画に関する情報提供、啓発活動を推進する。 ・女性に対する暴力を許さない社会環境づくりへの啓発を推進する。 ・あらゆるハラスメントやストーカー防止のための啓発を推進する。

【参考】第二次下野市男女共同参画プラン 基本目標

1. あらゆる分野において女性が活躍できる環境づくり
例)男女が共に働き続けられる職場づくりへの支援
2. 女性の活躍を支える基盤づくり
例)男女の活躍を支える子育て支援サービスの充実
3. 男女共同参画の実現に向けた意識づくり
例)男女共同参画に関する教育・啓発や意識・気運づくり

【主な関係法令等】

- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（S47.7 施行）<男女雇用機会均等法>
- ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(H4.4 施行)<育児・介護休業法>
- ・男女共同参画社会基本法(H11.6 施行)
- ・ストーカー行為等の規制等に関する法律(H12.11 施行)
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(H13.10 施行)<DV防止法>
- ・栃木県男女共同参画推進条例(H15.4 施行)
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(H27.9 施行)<女性活躍推進法>
- ・第二次下野市男女共同参画プラン(H28.3 策定)
- ・下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例(H28.4 施行)



イラスト

3 子ども

＜現状と課題＞

近年、情報化・都市化の進行、少子化や核家族化、共働き世帯の増加等により子どもを取り巻く環境は急激に変化しています。また、家庭や地域社会では子どもが巻き込まれる事件や、虐待等が後を絶ちません。また、学校では心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるいじめ、不登校等が依然として憂慮すべき状況にあります。

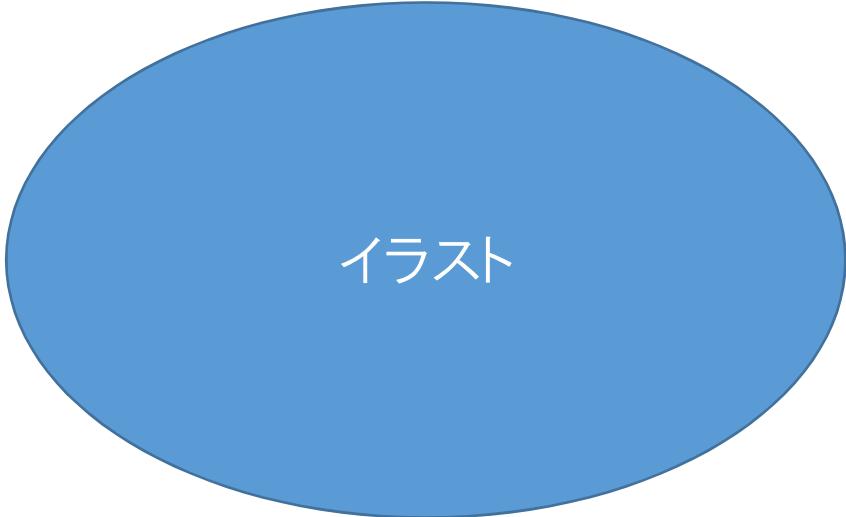
子どもにも大人と同様に基本的人権が保障されています。さらに、大人以上に人権を侵害されやすい子どもは、社会的に保護され、守らなければならない存在です。大人たちが、未来を担う子ども達一人ひとりの人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、その責任を果たしていくことが求められています。

本市では、学校、家庭、地域社会等が連携し、早期発見・対応を図り、子ども達の健全な発達及び子どもの権利を守るために取り組んでいきます。

＜方針＞

近年の子ども・子育てを取り巻く環境の変化等を踏まえ、「子育て応援 しもつけっ子プラン」に基づいて地域・家庭・学校と連携した子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境づくりに努めます。また、子どもの人権を尊重する教育及び啓発の推進を図り、いじめ・暴力等の問題に対する取組を推進します。

また、児童虐待への対応についても、関係行政機関・学校・家庭・地域社会等との連携により、虐待防止及び要保護児童対策に取り組みます。



イラスト

<具体的施策>

具体的施策	具体的施策の内容
1 子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進。	<ul style="list-style-type: none">・市民に対する「子どもの権利条約*」の趣旨や理念及び内容の普及に努める。・人権尊重、生命尊重の精神の育成に取り組み、個性を生かす教育の推進を図る。
2 子どもに対する虐待、いじめ、不登校の防止・解消を目指した相談・支援体制の充実。	<ul style="list-style-type: none">・学校をはじめとして地域や関係機関と密接な連携を図り、早期発見・早期対応に努める。・学校サポートセンターの活動やスクールカウンセラー等の相談員による相談体制の充実を図る。

【参考】子育て応援 しもつけっ子プラン 基本施策

1. 子どもを健やかに産み育てる環境整備
例)妊娠・出産への支援
2. 心身ともに健やかな子どもの育ちを支える取り組みの推進
例)思春期の心身の健康づくり
3. すべての子育て家庭を応援する体制の充実
例)教育・保育及び子育て支援事業の充実

【主な関係法令等】

- ・教育基本法（S22.3 施行）
- ・児童福祉法（S23.1 施行）
- ・児童の権利に関する条約（H1.11 採択：国連総会）
- ・児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（H11.11 施行）
- ・児童虐待の防止等に関する法律（H12.11 施行）
- ・次世代育成支援対策推進法（H15.7 施行）
- ・少子化社会対策基本法（H15.9 施行）
- ・栃木県青少年健全育成条例（S52.1 施行）
- ・子ども・若者育成支援推進法（H22.4 施行）
- ・いじめ防止対策推進法（H25.9 施行）
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律（H26.1 施行）
- ・栃木県いじめ問題対策連絡協議会条例（H26.10 施行）
- ・子ども・子育て支援法（H27.1 施行）
- ・とちぎ子ども・子育て支援プラン（H27.3 策定）
- ・子育て応援 しもつけっ子プラン（H27.3 策定）
- ・とちぎ青少年プラン 2016～2020（H28.3 策定）

4. 高齢者

<現状と課題>

現在、日本では高齢化が急速に進行しており、下野市においても 65 歳以上の人口（高齢人口）は総人口の 23% を超え、本格的な超高齢社会を迎えています。

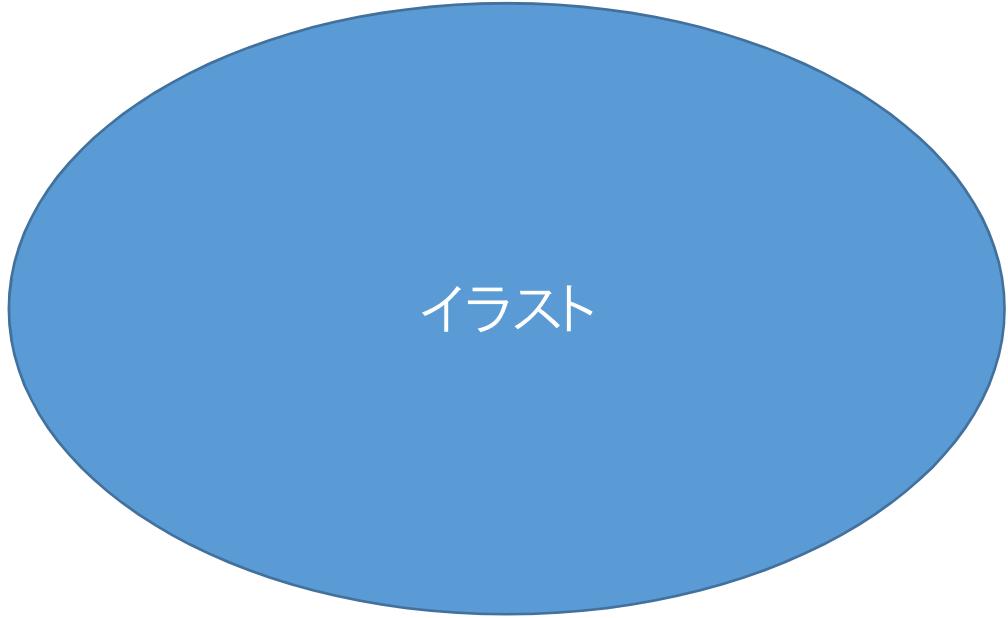
一方で、高齢者に対する身体的・心理的・経済的虐待や介護放棄等、高齢者的人権に関する問題や高齢者を対象とした振り込め詐欺等の犯罪が多発しています。

このため、健康で生きがいをもち安心して自立した生活を送ることができるよう、高齢者自身も自らの人権を認識し、高齢者世代も含めたすべての世代が支え合う意識の醸成が必要となっています。

<方針>

高齢者の自立支援と生きがいづくりを促進するため、「下野市高齢者保健福祉計画」に基づいて、生涯を通じて学習できる機会の確保や積極的に社会活動へ参加できる環境づくりの推進に努めます。また、多様なサービスを提供する地域の支え合いの体制づくりを推進し、高齢者との交流等による福祉教育を充実、高齢者の人権に関する教育・啓発活動を推進します。

さらに、関係機関・団体と連携し、認知症高齢者等の権利の擁護及び高齢者虐待を防止するための対策に取り組みます。



イラスト

<具体的施策>

施策	内容
1 介護や福祉の問題や、高齢者の理解に関する教育・啓発活動の推進。	・すべての世代が支え合う意識の醸成を図り、高齢者の人権問題に関する教育や啓発を推進する。
2 高齢者に対する虐待防止対策や相談・支援体制の充実、権利擁護の推進。	・認知症高齢者への対応や、虐待の早期発見及び早期対応、防止対策を推進する。 ・認知症高齢者等の権利侵害や虐待防止のための取組、支援するための成年後見制度や権利擁護を促進する。

【参考】下野市高齢者保健福祉計画(第7期) 基本施策

1. 生きがいづくりの推進
例)社会活動への参加促進
2. 介護予防・日常生活支援の推進
例)健康づくりの推進
3. 介護サービスの充実・強化
例)介護サービスの基盤整備
4. 在宅医療・介護連携の推進
例)在宅医療・介護の連携強化
5. 認知症施策の推進
例)認知症に関する知識の普及・啓発
6. 安全・安心な暮らしの確保
例)相談体制の充実
7. 市民及び関係機関の理解・協力の推進
例)市民の理解・協力の促進

【主な関係法令等】

- ・老人福祉法（S38.8 施行）
- ・高齢者等の雇用の安定等に関する法律（S46.10 施行）
- ・高齢社会対策基本法(H7.12 施行)
- ・介護保険法(H12.4 施行)
- ・高齢者の居住の安定確保に関する法律(H13.10 施行)
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(H18.4 施行)
- ・栃木県ひとにやさしいまちづくり条例(H11.10 施行)
- ・栃木県高齢者支援計画<はづらつプラン 21(六期計画)>(H27.3 策定)
- ・下野市高齢者福祉計画(第7期)(H30.3 策定)

5 障がい者

<現状と課題>

平成28年には障害者差別解消法が施行され、障がい者に対して不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供が求められ、障がい者に対する取組が進められています。しかし未だ、障がいのある人たちは、様々な意識上の障壁や、物理的、文化・情報面での障壁(バリア)のために不利益を被ることがあり、自立と社会参加等が困難な状況にあります。さらに、障がい者の尊厳や身体、財産を不当に侵害する虐待等の事件も発生しており、大きな問題となっています。

障がい者に対して、このような問題を解決するため、市民一人ひとりが障がい者問題を自分のことと捉え、関心をもち、理解することによって、障がいのある人もない人も共に住みなれた地域社会で生活できるよう、取組を促進する必要があります。

<方針>

「下野市障がい者福祉計画」に基づき、関係機関との連携を図りながら、障がいのあるなしにかかわらず、すべての市民がお互いに人権と個性を尊重しながらともに生きるまちの実現を目指します。

そのため、障がい者に対する人権侵害や差別等解消のための教育や啓発の推進、雇用・就業の促進、障がい者の権利を守る相談体制の充実に努めます。

また、障がい者の自立と社会参加を促進するため、必要とする福祉サービスや支援の充実を図ります。

<具体的施策>

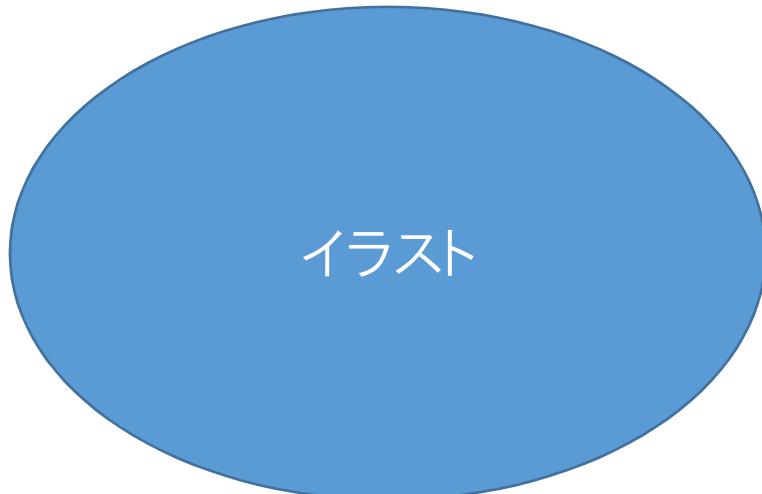
具体的施策	具体的施策の内容
1 教育の充実及び 交流・ふれあいの促進	<ul style="list-style-type: none">・学校教育や生涯学習において、福祉教育の充実を図る。・スポーツや文化活動、各種イベント等を通じて障がいのある方との交流を促進する。
2 障がい者の人権を 尊重する教育・ 啓発の推進	<ul style="list-style-type: none">・障がい及び障がい者についての正しい認識と理解を深め、人権侵害を防止するための情報提供や啓発活動を推進する。・交流事業や講座等を通して市民の人権意識の高揚を図る。
3 障がい者に対する 虐待防止対策や相 談・支援体制の充 実、権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none">・虐待の早期発見及び早期対応、防止対策を推進、相談事業などの支援体制の充実を図る。・障がい者の権利擁護を促進する。

【参考】下野市障がい者福祉計画(第5期) 基本目標・施策

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1. 生活・相談支援体制の充実 | 例)障がい福祉サービス・生活支援事業の充実 |
| 2. 障がい児支援体制の充実 | 例)保育・療育環境の充実 |
| 3. 社会参加の支援 | 例)多様な就労機会の確保と推進 |
| 4. 協働によるまちづくりの推進 | 例)障がいの理解促進と普及啓発 |

【主な関係法令等】

- ・身体障害者福祉法（S25.4 施行）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（S25.5 施行）
- ・知的障害者福祉法（S35.4 施行）
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律（S35.7 施行）
- ・障害者基本法（S45.5 施行）
- ・発達障害者支援法（H17.4 施行）
- ・高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（H18.12 施行）<バリアフリー新法>
- ・障害者虐待防止法（H24.10 施行）
- ・身体障害者補助犬法（H14.10 施行）
- ・障害者総合支援法（H25.4 施行（一部 H26.4 施行））
- ・学校教育法施行令の一部改正（H25.9 施行）
- ・栃木県障害福祉計画(第5期計画)・栃木県障害者計画くとちぎ障害者プラン21(2015~2020)>（H27.3 策定）
- ・障害者差別解消法（H28.4 施行）
- ・栃木県障害者差別解消推進条例（H28.4 施行）
- ・下野市障がい者福祉計画(第5期)（H30.3 策定）



イラスト

6 外国人

<現状と課題>

現在、交通・情報通信技術の飛躍的な発展に伴い、人、もの、情報の移動が活発化し、経済、文化等あらゆる面でグローバル化が進展しています。同様に地域社会においても国際化が進み、日常生活の中で外国人と地域社会とのかかわりが深くなっています。

しかし、異なる国、文化への誤解から、住居への入居拒否や就労問題等の人権問題が生じやすく、近年では特定の国籍の人々を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチ*が行われる等の問題も起こっています。

このため、外国人と日本人が、相互に理解を深め、多様な文化や習慣、価値観等の違いを認め合い、国籍を問わず、すべての人の人権を尊重し合う多文化共生社会を実現することが求められています。

<方針>

差別や偏見を解消し、人権を尊重し合い共に生きる社会への理解を深めるため、児童生徒への外国語教育の充実や市民への啓発活動を通して相互理解への理解の促進に努めます。

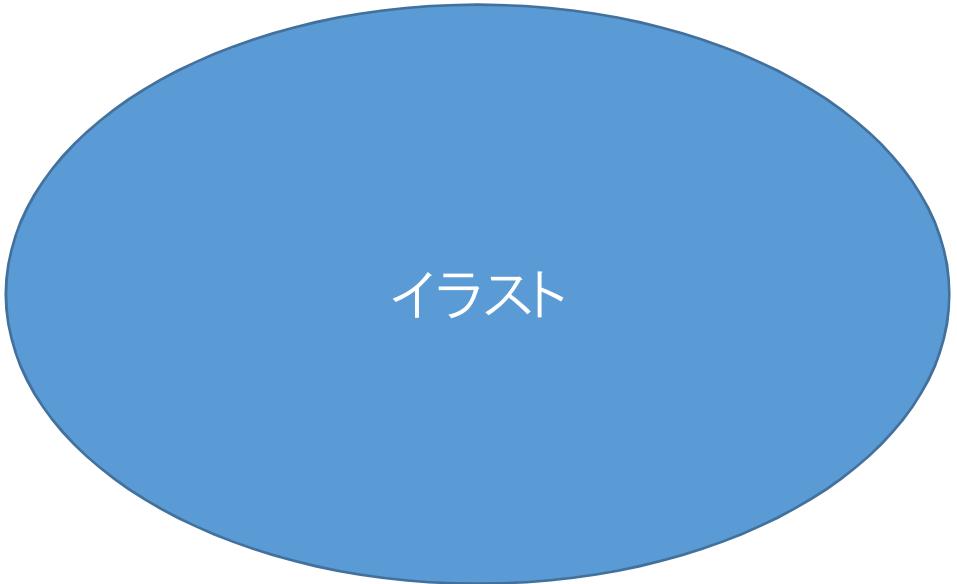
また、在住外国人が社会で孤立せず安心して生活できるよう、支援の充実や環境づくりを目指し、すべての外国人と日本人が心豊かに暮らすことが出来る多文化共生社会の実現に努めます。

<具体的施策>

具体的施策	具体的施策の内容
1 外国人が暮らしやすく活動しやすいまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none">・日本語教室等の交流事業を推進することで日本語学習する機会の拡充を図る。・行政サービス等生活に必要な情報について多言語による情報提供の促進に努める。
2 國際理解を深める教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none">・国際理解のための国際交流員によるイベントや講座等の開催・周知に努める。・学校教育や生涯学習において国際理解を図る授業、講座等の充実に努め啓発活動を推進する。

【主な関係法令等】

- ・地域における多文化共生推進プラン(H18.3 策定)
- ・出入国管理及び難民認定法及び日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(H24.7 施行)
- ・とちぎ国際化推進プラン 2016～2020(H28.3 策定)
- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)(H28.6 策定)



イラスト

7 HIV感染者等

<現状と課題>

HIV感染者やエイズ患者に対しては、正しい知識の不足や誤解から、これまで多くの偏見や差別意識が生じ、人権侵害が起こっています。

また、ハンセン病は、1996年(平成8年)に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されるまで、患者や家族の人権が著しく侵害されてきました。その後、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」等を制定し、福祉の増進や名誉回復の為の措置を講じてきましたが、未だにハンセン病*に対する偏見や差別が残っています。そのため、一人ひとりがハンセン病の患者・元患者、その家族などが置かれた立場を理解し、相手の人権を尊重する気持ちを持つことが大切です。

このため、エイズやハンセン病に対する理解不足に基づく偏見や差別を解消し、感染症患者が安心して医療を受け、自立した生活を送ることができる社会を実現することが求められています。

<方針>

偏見や差別意識を解消し、共に生きていくことの大切さを市民に伝えていくため、エイズやハンセン病に関する正しい知識と理解の普及に努めるとともに、学校・地域・家庭が一体となった教育に取り組みます。

<具体的施策>

具体的施策	具体的施策の内容
1 エイズ教育(性教育)の推進と正しい知識の普及	・エイズに関する正しい知識と理解の普及・広報活動の充実を図る。
2 ハンセン病に対する正しい知識の普及	・ハンセン病に関する正しい知識と理解の普及・広報活動の充実を図る。

【主な関係法令等】

- ・らい予防法の廃止に関する法律(H8.4 施行)
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(H11.4 施行)
- ・ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律(H13.6 施行)
- ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(H21.4 施行)

8 インターネットによる人権侵害

＜現状と課題＞

高度情報化社会が急速に進展し、情報の入手や、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)*の利用による情報の発信・交換等が簡単にできるようになり、暮らしは格段に便利になりました。

しかし、どのような情報でも簡単に発信できる面があることから他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、プライバシーに関する情報が掲載され、人権侵害にかかる情報の拡散・継続等が起こりやすくなっています。さらに、コンピューターウィルスや不正アクセスにより、個人情報が流出してしまう悪質な事件も発生しています。

このため市民一人ひとりが、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解のもとで、モラルをもった利用をするよう求められています。

＜方針＞

個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるためにモラルをもった利用の推進を図ります。

個人、行政、企業等を問わず、他者の人権への配慮を心がけ、適切な情報管理の必要性や、ルールやマナーの遵守の啓発、情報モラルの醸成を図ります。さらにインターネット上における差別的表現の流布やプライバシーを侵害する情報については、法務局と連携して適切に対応します。

＜具体的施策＞

具体的施策	具体的施策の内容
1 利用モラルの向上にむけた教育・啓発の推進	・情報教育を通じたメディア・リテラシー*の育成を図る。 ・学校教育や生涯学習における啓発活動や講座講演会等を推進する。
2 差別的表現への対応	・法務局等関係機関との連携を図る。

【主な関係法令等】

- ・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(H14.5 施行)
- ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(H21.4 施行)
- ・栃木県青少年健全育成条例(H24.6 改正)
- ・栃木県個人情報保護条例(H27.6 改正)
- ・個人情報の保護に関する法律(H27.9 改正)

9 その他の人権問題

<現状と課題>

前項まで述べてきた人権問題のほかに、時代や社会の変化の中で新たな人権問題が生じてきています。そのため、以下のような人権の擁護のための配慮が求められます。

- ① 性的マイノリティ(LGBT・性同一性障がい者等)*の方
- ② 被災時(あるいは避難所で)、高齢者や障がい者等、特別な配慮を必要とする方
- ③ 福島第1原子力発電所事故により被災された方
- ④ 犯罪被害者やその家族
- ⑤ 刑を終えて社会復帰した人やその家族

<方針>

これらの人々の人権が侵害されないよう正しい知識を身に付け理解を深めるとともに、改めて「基本的人権の尊重」の原点に立ちかえり、互いを尊重し誰もが豊かな生活を送れるよう教育・啓発活動に取り組みます。

また、これらの人権問題や、今後の社会環境の変化等に伴い、新たに生じる人権問題については、あらゆる機会を通じて人権教育及び人権啓発の推進を図り、解決に努めます。

<具体的施策>

具体的施策	具体的施策の内容
1 人権意識を持つ自立した人間形成へ導く人権教育や積極的な啓発の推進	<ul style="list-style-type: none">・誤解や偏見を解消し、人権意識を持つ自立した人間形成を目指して、下記1～5の人権問題において、正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進し、配慮した対応に努める。<ul style="list-style-type: none">1 性的マイノリティ(LGBT・性同一性障がい者等)の方2 被災時(あるいは避難所で)、高齢者や障がい者等、特別な配慮を必要とする方3 福島第1原子力発電所事故により被災された方4 犯罪被害者やその家族5 刑を終えて社会復帰した人やその家族・このほか新たに生じる人権問題についてもあらゆる機会を通じた人権教育・啓発の推進を図る。

第3章 計画の推進

1 生涯学習のあらゆる場を通じて

市民一人ひとりが、人権の意義や重要性を理解するとともに、人権問題を身近な問題としてとらえる感性や、日常生活において態度や行動に現れるような人権意識を十分身に付け、人権が尊重される平和で豊かな社会の実現を目指し、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進します。

(1)就学前・学校教育

学校においては、児童生徒の発達段階に即し、教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促し、豊かな人間性を育むとともに、様々な人権問題についての正しい理解とその解決に向けた学習を推進します。特に、知識を伝達するだけの学習だけでなく、ボランティア活動等の社会奉仕体験活動や高齢者・障がい者等との交流活動など豊かな体験の機会の充実に努めます。

現在、社会問題となっている児童虐待、いじめ、不登校等は、子どもの人権にかかわる重大な問題であり、早急に解決しなければならない人権課題の一つです。

児童虐待については、「児童虐待の防止に関する法律」の周知とともに、児童相談所、関係諸機関との綿密な連携体制のもと児童虐待の発生防止、早期発見・援助及び再発防止に努めます。

また、教職員の資質の向上と児童・生徒への指導体制の充実を図るとともに、学校・家庭間の連携はもとより、地域社会や関係機関との連携を深め、それぞれが一体となつていじめや校内暴力、不登校等の問題に対応できるような体制づくりを進めます。

(2)社会教育

人権に関する講演会の実施やボランティア活動などの体験活動など、生涯にわたつて人権に関する多様な学習の機会の充実に努めるとともに、学習活動の機会を提供し、地域の実情に即した啓発活動の促進に努めます。

(3)家庭・地域

家庭や地域は生涯学習の原点であると同時にあらゆる教育の出発点であり、豊かな情操や思いやりなどの人格形成に大きな役割を果たすものであり、日常生活を通じて、偏見や差別の不当性を見極め、公平・公正に行動することを自ら子どもに示していくことが求められます。また、人権尊重について理解を深めるために、学習する機会を提供し、家庭教育や子育て、地域社会で悩む人たちが気軽に相談できる相談業務の充実を図ります。

(4)企業

企業が社会的責任を自覚し、公正な採用や職場内での嫌がらせ、差別などがない働きやすい職場環境づくりを推進するとともに、人権尊重の確保に向け啓発に努め自主的な教育・啓発活動を支援します。

2 人権推進をささえる人材の育成

行政職員、教育・社会教育関係職員、医療・福祉関係者、マスメディア関係者などの人権に関わりの深い特定の職業に従事する者は、人権尊重の理念を理解したうえで、それぞれの業務に取り組む必要があります。人権教育及び人権啓発の推進については、これら特定の職業に従事している者に対して、様々な人権課題に関する研修や講演会を実施するほか、それぞれの関係機関が行う研修等の取組に対して支援を行います。

(1) 市職員

市職員は、全体の奉仕者としての使命感を持ち、常に日本国憲法の定める基本的人権の尊重の理念、また行政施策を通して具体化していく責務を担っています。

このため、市職員は、人権を尊重した行政の担い手として、人権が尊重される社会の実現に向け、それぞれの分野において、人権尊重の視点に立ち業務を遂行することができるよう、効果的な実施に努める必要があります。

市職員は、人権問題に関する諸問題に関し、職員研修を実施し、人権尊重の視点に立つ市民サービスの向上に努めます。

(2) 学校教育・社会教育等関係者

学校、幼稚園、保育所など教育に携わる職員(以下「職員」という。)は、子どもの人権を守り、また、子どもの人権意識を育む教育を推進する使命を持っています。

特に、学校における人権教育の推進においては、指導者である職員自身が人権及び人権問題に関する深い理解と認識を持つことが必要です。また、同時に学校の教育活動全体を通じ、子どもの人権尊重の意識を高める教育を行う実践力を身に付ける必要があります。職員一人ひとりが豊かな人権意識を身につけ、人権感覚を養う研修、また指導方法の工夫・改善を目指す研修の充実を図り、職員の資質の向上に努めるとともに、学校における人権教育を積極的に推進します。

また、社会教育等関係者においても、職員と同じ資質が求められることから、重要な人権啓発の担い手としての自覚を促し、人権に関する諸問題の解決は、市と市民が協働で進めていくよう、社会教育等関係職員研修の充実に努めます。

(3) 医療・福祉関係者

医療関係者に対しては、インフォームド・コンセント*の理念の普及・徹底を図るなどの人権意識の向上のための啓発活動を推進します。

また、福祉施設等では、対象者の人権に配慮した処遇の徹底に努め、福祉関係者に対し、人権意識の普及・高揚が図られるよう、研修、講演会などにより人権教育・啓発を実施し、差別のない明るい社会づくりに努めます。

(4)マスメディア関係者

マスメディア関係者と協力連携を図り、正しい知識の普及に努めます。

3 効果的な推進

(1)学習機会の拡大・充実

市民一人ひとりが人権問題を自らの身近な問題としてとらえ、積極的に人権意識を高めていくことができるよう、講演会や映画会などを用いた学習機会や体験型、参加型学習の機会を充実するなど生涯にわたって人権に関する効果的な学習方法を研究し、実施します。

(2)情報の提供と啓発

人権啓発資料の作成・配布や広報活動を充実させ、家庭や地域社会と行政、学校等が情報を共有しながら連携・協力を図り、それぞれの教育機能を十分に活かした人権教育を促進するとともに、人権教育の正しい認識と理解がより一層深まるよう教育・啓発活動に努めます。

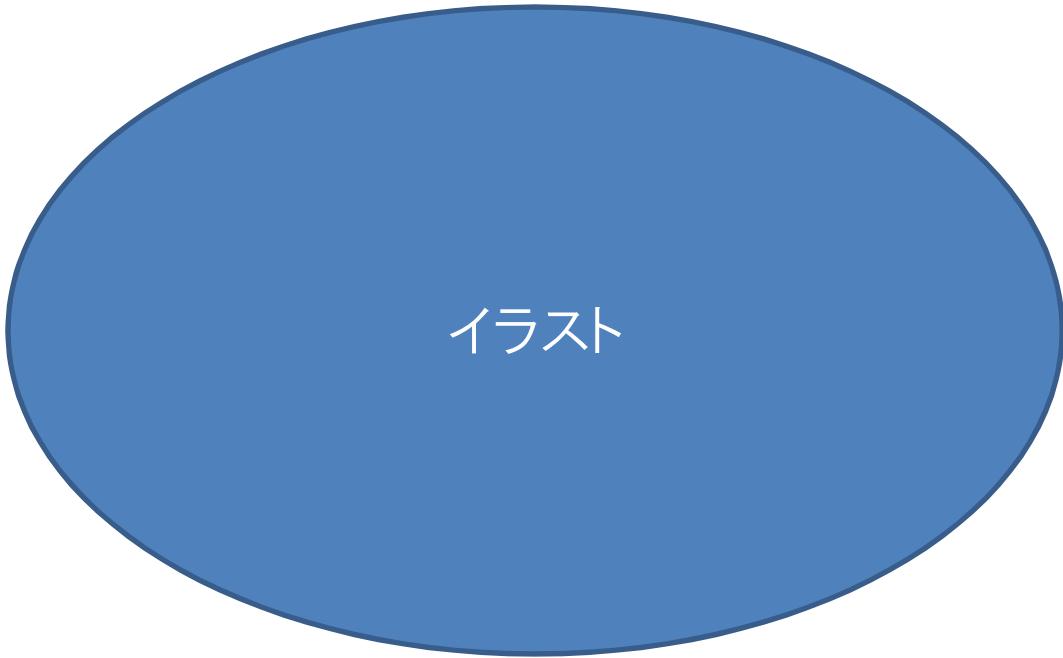
(3)連携の促進

人権教育・啓発を効果的に推進し、この行動計画を実行あるものとするために、国・県・企業・団体等との緊密な連携のもとに、幅広い取り組みが必要となります。

このため、行政だけではなく、企業・団体等においても積極的な取り組みが図れるよう、人権教育や啓発活動にかかる機関と連携・協力し、推進に努めます。

(4)相談・支援・救済体制の充実

人権擁護委員や民生委員・児童委員等による相談業務の充実や子育て支援センター、福祉施設等と連携し、支援・救済体制の整備を促進します。



イラスト

第4章 推進体制等

1 推進体制

行動計画の推進にあたっては、人権教育及び人権啓発の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的に設置した「下野市人権対策推進本部」を中心に、関係部課(局)相互の緊密な連絡調整を図り、施策の推進に努めます。また、関係部課(局)においては、この行動計画の趣旨を十分に踏まえ、関係施策を実施します。

(1) 庁内推進体制の強化

施策の多くは複数の担当課による協力・連携が必要となります。そのため、職員研修を実施する等、職員一人ひとりが人権尊重の重要性を認識し、人権の擁護の視点に立って取組を推進します。

また、行政の各分野において、庁内の連携が十分に図れるよう、人権対策推進本部の充実を図ります。

(2) 市民、地域との協働による取組の推進

すべての目標は、行政による施策の推進だけで実現が図れるものではありません。そのため、市民・企業・地域団体等と行政が連携して推進できる体制づくりを進めます。

また、市民・企業・地域団体と行政との協働を円滑に進めるため、まとめ役として活躍できる人材の育成を支援します。

(3) 国・県等関連機関との連携

本プランの効果的な推進にあたっては、国や県の計画や方針との整合性に配慮しながら取り組むことが必要です。人権の尊重された社会の実現に向け、国、県、他市町との情報交換や交流を通じ、連携に努めます。

2 行動計画の進行管理及び見直し

行動計画の進捗状況については、下野市人権推進審議会において検討し、その結果を施策の推進に反映させます。

計画の推進期間は、5年間ですが、計画期間内において国連や国の動向等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

世界人権宣言

1948年12月10日国際連合第3回総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義および平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためにには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と尊守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するよう、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる自由による差別を受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立であると信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他の何らかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条 すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隸にされ、又は苦役に服することはない。奴隸制度及び奴隸売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 捷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対しての法の保護を受ける権利をする。

第13条 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自國に帰る権利を有する。

第14条 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。

- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的 集団相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法(抄)

昭和21年11月3日公布

昭和22年 5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由もたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第三章 国民の権利及び義務

第11条 [基本的人権の享有] 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。

この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 [自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止] この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 [個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉] すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 [法の下の平等・貴族の禁止・栄典] すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

第19条 [思想及び良心の自由] 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 [信教の自由] 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、國から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 [集会・結社・表現の自由、通信の秘密] 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 [居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由] 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 [学問の自由] 学問の自由は、これを保障する。

第24条 [家族生活における個人の尊厳と両性の平等] 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関する
その他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、
制定されなければならない。

第25条 【生存権、社会的使命】 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を
営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及
び増進に努めなければならない。

第26条 【教育を受ける権利、教育の義務】 すべて国民は、法律の定めるところにより、そ
の能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる
義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 【勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止】 すべて国民は、
勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第十章 最高法規

第97条 【基本的人権の本質】 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類
の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に
堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたも
のである。

下野市人権推進審議会条例

平成 25 年 3 月 22 日

条例第 5 号

(設置)

第 1 条 下野市の人権推進に関する基本の方策を審議し、人権に関する諸問題について総合的に検討及び調整し、市人権行政の総合的かつ計画的な施策の推進を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 の規定に基づき、下野市人権推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、14 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市校長会の代表者
- (3) 民生委員児童委員協議会の代表者
- (4) 教育長又は教育委員の代表者
- (5) 人権擁護委員の代表者
- (6) 公募による住民の代表者
- (7) 前各号に掲げる者のか、審議会の運営上必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第 2 項第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号及び第 7 号のうちから委嘱又は任命された委員が、当該各号に掲げる職を失ったときは、任期中においても委員の職を失う。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は公開とする。ただし、審議会を公開することにより公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができます。

5 審議会の会議において、必要があると認めたときは、関係者の出席を求める、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総合政策部において処理するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日の前日において従前の下野市人権推進審議会委員であった者については、残任期間までこの条例による委員とみなす。

附 則(平成27年3月20日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在籍する場合においては、次の各号に定めるとおりとする。

(1)から(3)まで 略

(4) 第4条による改正後の下野市人権推進審議会条例第2条の規定は適用せず、改正前の下野市人権推進審議会条例第2条の規定は、なおその効力を有する。

下野市人権推進審議会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	備 考
会 長	山田 昊	学識経験者
副会長	布袋田 正孝	人権擁護委員会
委 員	山根 吉雄	学識経験者
委 員	日下田 英彦	小中学校長会
委 員	倉井 金男	民生委員児童委員協議会
委 員	永山 伸一	教育委員会
委 員	生澤 里美	人権擁護委員会
委 員	大柿 未央子	公募委員
委 員	高山 信夫	公募委員
委 員	蓮見 忠夫	公募委員
委 員	長 勲	総合政策部長
委 員	坪山 仁	教育次長
委 員	山中 宏美	健康福祉部長

用語解説（50音順）

○インフォームドコンセント

医師が患者・家族に対して、病状やこれから始める治療内容についてわかりやすく説明し、そのうえで患者から同意を得ることを言います。患者の知る権利、自己決定権、自立の原則を尊重するものでなくてはなりません。

○HIV 感染者・エイズ

HIV（ヒト免疫不全ウイルス Human Immuno-deficiency Virus）感染者は、HIV の感染が抗体検査等により確認されているが、エイズ（後天的免疫不全症候群 AIDS：Acquired Immuno-deficiency Syndrome）を発症していない状態のことです。

エイズは、HIV に感染することで生体の免疫機能が破壊され、感染症などの様々な病気を発症する状態です。HIV 感染による免疫力の低下はゆっくりと進行し、エイズの発症までは 10 年以上かかるといわれています。近年、様々な治療薬が開発され、早期発見及び適切な服薬により、エイズ発症を予防することが可能になっています。

○えせ同和行為

「同和問題は怖い問題であり、避けたほうがよい」という誤った意識に乘じ、同和問題の解決を口実に企業や団体、行政機関等に不当な利益や義務のないことを要求する行為のことです。

えせ同和行為の横行は、企業や団体、行政機関等における被害のみならず、同和問題の解決を目指して真摯に取り組んできた人々などに対するイメージを著しく損ね、これまで積み重ねてきた教育と啓発の効果を一挙に覆し、心理的な差別解消を阻害する大きな原因となっています。

○LGBT

女性同性愛者（Lesbian）、男性同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、「からだの性」と「心の性」の不一致等を意味するトランスジェンダー（Transgender）の頭文字をとった言葉です。また、女性・男性の性別のいずれでもないという X ジェンダー等も包括的に含む考えもあります。

○子どもの権利条約

平成元年（1989 年）11 月の第 44 回国連総会で採択され、平成 2 年 9 月 2 日に発効しました。18 歳未満の全ての者を対象とし、生きる権利、名前と国籍を持つ権利、親と同居しその保護を受ける権利、自己の見解をまとめうる子どもの意見表明の権利などで構成されています。日本は平成 6 年に 4 月 22 日に批准し、同年 5 月 22 日に発効しました。

○ ドメスティック・バイオレンス (DV)

配偶者やパートナーなど、親しい間柄にある者又はあった者からの暴力を指し、被害者の人権を著しく侵害する行為のことです。

身体的暴力の他、精神的暴力、性的暴力（セックスの強要など）等、心身に有害な影響を及ぼす言動も含んだ意味で使われており、被害者の多くは女性です。

○ 性同一障がい者

生物的な性別（身体の性）と性自認（心の性）が一致しない、性の同一性を欠いた状態を言います。この障がいを抱える人々は、自分の体の性への嫌悪感に苦しむとともに、社会の無理解と環境の未整備に悩まされていることが指摘されています。

○ 世界人権宣言

昭和 23 年（1948 年）12 月の第 3 回国連総会において採択された人権宣言です。基本的人権を確保するために「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を定めています。法的な拘束力はありませんが、この宣言により人権を守る動きは大きく前進しました。

○ セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

性的嫌がらせのことを言います。雇用の場においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をするうえで一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と考えられています。

○ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

SNS とは、ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、人ととの社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、インターネットを利用した会員制のサービスのことです。

○ ハンセン病

以前は遺伝病と考えられていましたが、「らい菌」が発見されたことで、によって起こる感染症であることがわかりました。感染力が極めて弱い病気で、菌に対する抵抗力が弱い時や、たくさんの菌に繰り返し接触した場合でなければうつことはありません。発病しても自然に治ることもあります。現在は治療薬が開発され、完全に治る病気となりました。

○ヘイトスピーチ

憎悪に基づく差別的な言動のことです。人種や宗教、性別、性的指向など自ら能動的に変えることが不可能な、あるいは困難な特質を理由に、特定の個人や集団をおとしめ、暴力や差別を煽るような主張をすることが特徴です。

○メディア・リテラシー

メディアの特性を理解して使いこなす複合的な能力のことです。メディアの特性を知り、メディアからの情報を主体的かつ批判的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、双方向コミュニケーションにおける様々なトラブルを処理・回避する能力などがあります。

